

# 仕 様 書

1 件名 千葉市幼児教育・保育人材確保策に係るチラシ等作成業務委託

2 目的

千葉市内の保育施設に勤務する保育士等を確保することを目的として、保育士等を目指す学生や潜在保育士等に対し、保育現場で働くことの魅力や千葉市（以下、「市」という）が行う各種支援制度をPRするための訴求力の高いチラシ等を作成し、保育士養成校等に配布する。

3 業務内容 幼児教育・保育人材確保策に係るチラシ等の作成及び配布

4 委託期間 契約締結の日から令和6年9月6日まで

5 履行場所 千葉市幼保運営課のほか、受託者の事業所等の市が承認した場所

6 仕様

(1) チラシ

ア 規格 A4判

イ 用紙 両面マットコート紙 90.0kg

ウ 印刷 オフセット印刷（カラー、両面）

エ 部数 6,000部

オ 企画構成

市が現在配布しているチラシ（別紙2）の内容を参考に、以下の内容を含み企画構成すること。

（ア）タイトル（キャッチコピー）

（イ）冒頭文

（ウ）千葉市が行う各種支援制度の紹介

（エ）働きやすい職場を目指す取り組みの紹介

（オ）幼児教育・保育の質の向上策の紹介

（カ）市内の保育園等で働く現役保育士へのインタビュー記事（顔写真あり）

（キ）関連する各種情報ソースへの誘導（QRコードの掲載等）

カ レイアウト及びデザイン

イラストの書き起こし及び図を使用する等、保育士を目指す学生等にわかりやすく伝える工夫をすること。また、これらの素材は受託者において入手すること。

(2) ポスター

ア 規格 A2判

イ 用紙 マットコート紙 110kg

ウ 印刷 オフセット印刷（カラー、片面）

エ 部数 420部

オ 構成 チラシの構成要素と同様

カ レイアウト及びデザイン

チラシのデザインと統一性のあるものとし、A2縦判に収まるようレイアウトとすること。

(3) (1) 及び (2) の校了後PDFファイル等

それぞれ、以下の3種類のファイルを電子データとして納品すること

ア Web公開及び電子メールでの送信を前提に最適化されたPDFファイル

イ PDF/X-1a規格等印刷業者への入稿に対応したPDFファイル

ウ 編集可能な形式（「.ai」形式等）の原稿元ファイル

7 作業内容

(1) 企画設計

受託者は、契約後7日以内に、企画の進行方針やスケジュールを記した実施計画書を市に提出し、承認を得ること。

(2) 取材の実施

6(1)オ(カ)のインタビュー記事の作成のため、市内保育施設に勤務する保育士(1名を予定)に対し、市内の保育職場を選択した理由、保育職場の魅力ややりがい等をインタビューし、文書作成を行う。

※インタビュー対象の保育士は市が募集し、受託者に取次ぎを行うので、受託者にて取材日程等の調整を行うこと。

(3) 編集及び制作

各構成要素のデザイン並びに各項目に係る文章を作成し、レイアウトを行う。

校正回数は原則3回以上行うこととし、市が了承した場合に校了とする。

(4) PDFデータの作成・納品

仕様及び校了データに基づきPDFファイルを作成し、CD-R又はDVD-Rに格納して納品すること。

(5) 印刷

仕様及び校了データに基づき印刷する。

(6) チラシ・ポスターの発送・納品

別紙1納品先一覧に掲げる納品先に、同一覧に掲げる納品部数を納品すること。ただし、各納品先の納品部数については納品先間で融通する場合があるので、市の要請

があった場合には可能な限り対応すること。

発送の際は、納品先宛ての配架等依頼文を同封し、折り目が見つからないよう梱包して発送すること。

なお、チラシ発送用の角2封筒及び同封する納品先宛ての配架等依頼文については市が用意し、作業スケジュールに合わせて受託者に引き渡すものとする。

ただし、角2封筒に入りきれない部数のチラシ発送用及びポスター発送用の梱包資材については受託者にて用意すること。

## 8 納品先・納品期限

### (1) PDF等の電子データ

納品先 千葉市幼保運営課

納品期限 令和6年8月30日(金)

### (2) チラシ・ポスター

納品先 別紙1納品先一覧 のとおり(365か所)

納品期限 令和6年9月6日(金)

## 9 その他留意事項

### (1) 業務委託に基づき作成される成果物等の著作権に関する取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

ア 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利(著作権)を市に無償で譲渡するものとする。

ただし、市に著作権を譲渡できないもの(写真などレンタル素材等)を成果物の一部とすることは、利用条件等を市に説明し、同意を得た場合のみ可能とする。

イ 受託者は、市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定する権利(著作権人格権)を行使することができない。

### (2) 業務の再委託に関する取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

ア 受託者は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に市の承認を得なければならない。

イ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

### (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

### (4) 作成・納品先への送付等にかかる経費については、全て本契約に含む。

### (5) 委託契約金額の支払いは、業務完了検査終了後、一括払いとする。

### (6) 業務遂行にあたっては、受託者は適宜市との協議に応じ、市の指示に従うこと。

- (7) 業務遂行にあたり必要となる資料については、市が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意すること。
- (8) 業務の進捗状況について、市に適宜報告を行うこと。
- (9) 仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は双方協議のうえ定める。